

令和3年度決算特別委員会資料

資料請求番号 22

教育委員会事務局学校教育課

生徒手帳等の記載事項（校則、服装、内規）

表題の件について、下記のとおり提出します。

記

生徒手帳該当箇所の写し（城陽中学校、東城陽中学校）

スクールガイド該当箇所の写し（西城陽中学校、南城陽中学校、北城陽
中学校）

学校規定

中学生としての、また集団生活をする上での約束として、次のことを守り、有意義な生活が送れるように努めよう。

服装

冬期

- 男子 - 学校指定の標準学生服、標準学生ズボン (Joyマーク入り)。
- 女子 - 学校指定の標準セーラー服。
極寒期の女子は、セーラー服の上にカーディガンを着ることも可とする。カーディガンの色は、華美でないものとする。

夏期

- 男子 - 白色無地の標準カッターシャツ、標準学生ズボン、ベルトは黒又は焦茶の無地で装飾のないもの。
- 女子 - 白色無地の標準カッターシャツ、標準服のスカート。

更衣

- 6月上旬、10月中旬を目途に移行期間を設けた後、完全更衣とする。

注意

- 1 標準服の変形加工したものは禁止。
- 2 標準服(学生服・セーラー)の下に着るものについては、華美なものは避ける。

4

3 アクセサリー等の使用は禁止する。

4 防寒着については、各自が気候や体調に合わせて着用してよい。ただし、授業中等は着用しない。また防寒着は、華美なものには避ける。

5 防寒用のマフラー・手袋は登下校時のみ着用してもよい。

頭髪

学習や運動をするのに適した中学生らしい髪型とする。

注意 パーマ、染色等の加工は禁止する。

靴

上ばき - 指定のサンダルとする。色は学年毎に指定する。

下ばき - 運動に適した紐付き (マジックテープ可) 運動靴とする。

体育館シューズ - 指定の体育館シューズを使用する。

靴下

白または、紺・黒系統のソックスとする。

かばん

学校生活上、適切だと思われるものを各自選択する。

5

校内生活

- 欠席、欠課、遅刻、早退等は保護者から担任に届けること。
- 校舎内での遊戯、運動、球技等他人に迷惑をかける危険な行為を禁止する。

校外生活

- 中学生に禁じられている行為（無資格運転、喫煙、飲酒、かけごと等）をしない。
- アルバイトは原則として禁止する。
- 登下校時の買い寄り道等は禁止する。
- 自転車通学は禁止する。

その他

- 1 登校後許可なく校外へは出ない。
- 2 学校生活に必要なない金銭、物品は持参しない。

附 則

- 1 平成元年4月1日一部改訂。
- 2 平成3年4月1日一部改訂。
- 3 平成5年4月1日一部改訂。
- 4 平成9年4月1日一部改訂。
- 5 平成11年4月1日一部改訂。
- 6 平成17年9月1日一部改訂。
- 7 平成23年4月1日一部改訂。

6

■服装・身だしなみについて

西城陽中学校

1 服装

①制服について

学校指定のブレザー、ズボン、スラックス、ポロシャツ、スカートを着用する。

②制服着用の注意点

- ・アンダーシャツ・・・ハイネック・タートルネックは認められていない。
- ・対外・行事等は白【NJ可=受験時の服装】を着用する。
- ・制服を折る、切るなどの変形・加工をしない。
- ・防寒としてブレザーの下に着る服は、セーター・カーディガンとし、Vネックやポロシャツのボタンが見えるものとする。色は黒・紺・茶などの華美でないものとする。
- ・冬期の防寒服（ウィンドブレーカー等）は、登下校中に限りブレザーの上から着用してもよい。ただし、華美でないものとする。
- ・靴下は、指先まであるもののみ可（行事等は白・紺・黒系のみ）ルーズソックスは認められない。
- ・タイツ（指先まであるもの）は着用してもよい。

2 体操服

NJマーク入り白シャツ、グリーンのジャージ上下、ハーフパンツを着用する。

3 頭髪

- ・学習活動、運動等に支障のない中学生らしい髪型とする。
- ・染髪・エクステ・編み込み（頭皮が見える）・パーマ（派手な髪型）・コテによる加工などはしない。
- ・髪留めなどは華美にならないように、ゴム・ピンは黒・紺・茶系を使う。

4 装飾品・化粧

- ・ピアス、ネックレス、ブレスレット、指輪、カラコン、ミサンガなどの装飾品やアイプチ、色つきリップなどの加工や化粧などの学習に関係ないもの、受験や進路のさまたげになるような行為は禁止とする。

5 靴・靴下

- ・下ばきは、体育の授業に適した運動靴とする。上ばきのスリッパ、体育館シューズは学校指定とする。

6 カバン

学校生活に適するように各自選択する。

7 不要物

- ・学校生活に必要のない物は、持ってこない。（携帯電話・スマホ、ゲーム機、音楽プレーヤー、マンガなど）
- ・通学途中も含め、アメ・ガムなどのお菓子は食べない、持ってこない。
- ・壊れたり、失ったりすることで困るようなものは持ってこない。

□ 服装・身だしなみについて

1 はじめに

- ・中学生として、日頃から高校入学試験に参加できる服装や身だしなみを心がけます。
- ・場に応じた身だしなみを心がけ、自ら考えて判断をします。

2 制服（制服は、私事と学校生活の切り替えのために決められた公式な服装です。）

(1) 服装は、学校指定のポロシャツ、ズボン、スカートを基本とします

*「移行期間」は設定していないので各自でブレザー等の着用の判断をします。

(2) ブレザーを着用する場合

ブレザーの下	<ul style="list-style-type: none"> ・学校指定のポロシャツを必ず着用 *黒・紺・白・茶・灰色などの無地のセーター、カーディガン及びベスト (メーカーのロゴなどの小さなワンポイントは可) を着用してもよい。 *パーカー、トレーナー等のスウェット類、タートルネック及びフードのついたものは不可 *カーディガンなどを着用している場合、授業時間外の活動ではブレザーを着用します
ブレザーの上	<ul style="list-style-type: none"> ・防寒着、マフラー、手袋などを登下校時に着用してもよい ・色などの指定は特にはないが、華美な物・高価な物は避けます

(3) 制服着用の注意点

- ・制服を変形、加工したものは認めません。
- ・ポロシャツの襟や袖からはみ出すアンダーシャツは着用しません。
- ・スカートは膝に掛かる程度の長さにします。
- ・放課後に再登校する場合も、制服を着用します。

3 靴・靴下

- ・原則、靴下はくるぶし丈も同様、黒、紺、白、灰色などの華美でないものとします。ルーズソックスは認めません。
- ・外用運動靴（体育で運動できるもの）、スリッパ、体育館シューズの三足制です。しっかり使い分けます。
- ・革靴やサンダルでの登校は、認めません。（ただし、怪我等により、運動靴が履けない場合などありましたら、各学級担任までご相談ください。）

4 頭髪

- ・清潔にし、学校生活にふさわしいものにします。染髪、エクステなどの加工は認めません。

5 その他

- ・アクセサリー類は禁止です。（ピアス、ネックレス、指輪、ブレスレット、時計など）
- ・化粧はしません。（色つきリップ、アイプチ、マニキュアなど）
- ・不要物の持ち込みは禁止です。（携帯電話[スマートフォン]、マンガ、雑誌類、カードゲーム、ゲーム機、玩具類、飲食物類[特に菓子類]）

近年、携帯電話（スマートフォン）を介绍了した生徒同士のトラブルが多く見られます。携帯電話を購入される場合は、約束事を決めるなど、ご家庭で十分にお話いただき、保護者の責任のもとで利用してください。

学校規定

学習、健康安全、人格形成等の学校教育の目的を達成するために、集団の規律として本校生は次の規定を守るよう努力すること。

【服装】

冬服

- 男子 - 学校指定のブレザー・ポロシャツ、スラックス
- 女子 - 学校指定のブレザー・ポロシャツ、スカート
- 防寒着は登下校時のみ着用可とする。

夏服

- 男子 - 学校指定のポロシャツ、スラックス
- 女子 - 学校指定のポロシャツ、スカート

更衣

- 6月1日、10月1日を目途とする。
- ※制服の変形加工は禁止する。

【校内生活】

○頭髪

- 社会の一員として中学生にふさわしい髪型とする。
- ※染色等は禁止する。

○靴

- 上ばき - 学校指定のサンダル
- 下ばき - 運動に適した靴とする。

16

○靴下

男女とも白・黒・紺・灰色が好ましい。
タイツの場合は黒色系、茶色系無地とする。

○名札

夏はポロシャツに名前の刺繡入り、冬はブレザーの名札を出す。

○かばん

チャックやひもでふたのできるものを使用する。

○持参品

学校生活に必要のない金銭、物品は持参しない。またそれらの貸借はしない。携帯電話、スマートフォンの持込は禁止する。

○装飾

化粧、装飾品は一切禁止する。

○その他

欠席、欠課、遅刻、早退等は保護者から担任に届けること。

【校外生活】

○中学生に禁じられている行為（バイク運転、喫煙、飲酒、かけごと等）をしない。

○外出は保護者の責任のもと、十分安全に注意すること。

○アルバイトは原則として禁止する。

○登下校時の買い物、寄り道等は禁止する。

○再登校時は、制服または体操服を着用すること。また、自転車は使用しない。

17

- 下校後に外出する時は、制服を着替えること。

18

■服装・身だしなみについて

1 はじめに

服装・身だしなみについての基本方針

■場に応じた身だしなみを心がけ「考え、判断する力」を身につける。

2 制服

(1) 制服着用の期間について（「移行期間」は設定していないので各自で判断しましょう。）

冬（10～6月頃）	学校指定紺色のブレザー、格子のズボン、格子のスカート
夏（6～10月頃）	学校指定ポロシャツ、格子のズボン、格子のスカート

(2) 制服着用の注意点（主に式典：入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式等 行事の場合）

- ・高校入学試験の面接をクリアできる身だしなみを心がける。
- ・制服は正しく着こなす。（スカート丈を短くする加工や、ズボンの位置を下げるはき方等は禁止）
- ・ポロシャツのボタンをしっかりととめる。
- ・ポロシャツの下に着るシャツは、白色を基本とする。
- ・ポロシャツの下からはみ出るものを着用しない。（例：ハイネック、長袖の重ね着など）
- ・靴下の色は白・黒・紺・灰色を基調としたものを着用する。

※放課後に再登校する場合は、制服を着用してください。

3 制服以外の服装等について

(1) 靴は運動靴を履いてくる。

(2) 校舎内では学校指定のモード履きを着用し、体育館では体育館シューズを着用する。

(3) 通学かばんの指定はない。

(4) 防寒着としてブレザーの下にセーター、ベスト、カーディガンを着用することができる。

- ・上記の防寒着はVネック又はUネックのニット類を基本とする。
- ・上記のものを着用する場合は、必ずブレザーを上着として着用すること。

(5) 登下校の際に防寒着としてブレザーの上にコート類を着用することができる。

- ・部活動で使用する防寒着（ウインドブレーカー等）も着用できる。

- ・マフラーや手袋等の防寒具も着用することができる。

- ・登下校以外の場合は、校舎内では着用しないこと。

4 体育及び部活動時の服装について

(1) 体育の授業のとき

- ・学校指定のジャージ、ハーフパンツ、体操服を着用する。（見学も同様）

(2) 部活動のとき

- ・各部指定のユニフォーム、または体育の服装で行う。

5 禁止されているもの

(1) 頭髪について

- ・染色、脱色など頭髪を加工する行為は禁止する。

(2) 装飾品について

- ・指輪、ピアス、ネックレス、ミサンガ、髪飾りなどをつけない。
- ・化粧、マニキュア、エクステンションなどをしない。

(3) 不要物について

- ・携帯電話、ゲーム類、マンガ、雑誌、お菓子など授業に必要のないものを持ってこない。
- ・不要物をもってきた場合、その場で預かり、家庭連絡のうえ、保護者に直接返却する。